

※新技能実習生＝技能実習法に基づく実習生 旧技能実習生＝技能実習法に基づかない実習生

別記様式第10号 (第23号)

複数の組合を通じて実習生を受け入れている場合、それぞれの組合からの提出(報告人数も組合ごとの人数)が必要です。

(日本工業規格A列4)

受理番号

平成30年度報告用記載例

実施状況報

法人の場合には法人の代表権を有する役職印の押印が必要です(私印不可)。

計画認定申請上の実習開始予定年月日が平成31年3月20日であっても、諸般の理由で実習の開始が4月以降にずれ込んだ場合には今時報告対象とはなりません。

2019年 4月 30日

株式会社法務厚労工業
代表取締役社長 法務 一郎 (印)

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体 労働厚生協同組合
理事長 厚労一郎 (印)

外国人の技能実習の適正な実施及び技
術実習の実施の状況に関する報告

実習実施者届出書で報告している技能実習開始日(平成30年4月1日以降)を始期に、終了日(平成31年3月31日まで)を終期として記載してください。

年度の途中から新技能実習生の受入れを開始する場合には、最初の新技能実習生に係る技能実習計画開始日(入国後講習開始日)を記載願います。

受理番号は必ず記載して下さい。

1 報告対象技能実習事業年度	30年度(← 30年 5月10日 ~ 31年 3月31日)		
2 実習実施者	① 実習実施者届出受理番号	実1801012345	
	(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ほうむこうろうこうぎょう	
3 報告対象実習生	氏名	株式会社 法務厚労工業	
	住所	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (電話 3-●●●●-●●●●)	
4 技能実習生受検状況	試験区分	対象者数(A)	受検者数(B)
	① 基礎技能	受検者数(A)	受検者数(B)
<p>必ず、$(A)=(a)-(b)$ となるようにしてください。</p>			
<p>平成30年度内に受入れた新技能実習生の実人数を記載して下さい。</p> <p>※旧技能実習生、平成30年度末時点で入国後講習中(業務を開始していない)の者は含めないでください。</p> <p>各号の人数は平成30年度内に最終的に属していた号数で計上し、二重計上にならないよう注意してください。</p> <p>例1: 年度当初第1号、年度途中から第2号になったもの。 → 第2号で計上。</p> <p>例2: 年度当初第1号、年度途中から第2号になり年度途中で帰国により実習終了。 → 第2号で計上。</p> <p>例3: 年度途中に第1号で来日、年度途中で所在不明となり実習終了。 → 第1号で計上。</p> <p>優良な実習実施者として優良枠を使った受入のある場合には、「優良要件適合申告書(参考様式1-24号)(3/31現在)」の提出も必要になります(注意6参照)。</p>			

試験区分		受検者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)		
④ 3級程度 (第2号修了者)	学科	0人	0人	0%		
記載しきれない場合には別紙(任意様式)を作成してください。 また、受講年月日も必ず記載してください。		0人	0人	0%		
5 実施体制	① 技能実習責任者の講習受講歴	技能 太郎	技能実習責任者講習	30年2月10日		
	② 技能実習指導員の講習受講歴	実習 妙子	技能実習指導員講習	30年1月25日		
	③ 生活指導員の講習受講歴	業務 次郎	生活指導員講習	30年3月12日		
	者名	受講講習名	受講年月日			
労働条件	控除前の支給総額を記載してください。 ※支給項目の金額の合計と一致させてください。			技能実習生	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	支給総額			円/月	円/月	円/月
	支給項目	基本給	基本給	円/月	円/月	円/月
			その他()	円/月	円/月	円/月
		その他()	円/月	円/月	円/月	
	諸手当	通勤手当	1ヶ月を超える期間毎に臨時で支払われる期末手当等について、算定対象月数で除した一月当たりの金額を記載ください。	円/月	円/月	円/月
		期末手当(賞与)	円/月	円/月	円/月	
		()	完全賃金月ベース(満1月勤務しなかった端数月・入国後講習期間を除く。)で記載下さい。 また、報告対象年度内(平成30年4月1日~平成31年3月31日)に「締め切り日で計算の済んだ賃金」を記載して下さい。 行方不明となった実習生も、人数・給与支給額等の報告対象となり得ます(入国後講習中の失踪は雇用前なので対象外)。 支給総額と支給項目の金額の合計を一致させてください。			
	割増賃金	超過勤務手当	円/月	円/月	円/月	
		その他()	円/月	円/月	円/月	
その他()		円/月	円/月	円/月		
時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当こちらに記載ください。			宿日直手当、交替手当はこちらに記載ください。			

		控除総額		円/月	円/月	円/月
控除項目	経費・社会保険・税	食費		円/月	円/月	円/月
		居住費		円/月	円/月	円/月
		水道・光熱費		円/月	円/月	円/月
		所得税		円/月	円/月	円/月
		住民税		円/月	円/月	円/月
		社会保険 ()		円/月	円/月	円/月
		労働保険 ()		円/月	円/月	円/月
		その他 ()		円/月	円/月	円/月
②昇給率	第2号移行時				%	
	新技能実習生の行方不明者数を記載してください。 当該事業年度内の新技能実習生の人数を母数として下さい。(行方不明率は小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで記載して下さい。)					%
③労働時間	月				時間/月	時間/月
	深夜労働				時間/月	
7 行方不明者の発生状況		行方不明者	(行方不明率		7.1 %)	
8 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数			10人	
		登録の有無		有	無	
9 地域社会との共生に向けた取組の実施		概要				
① 日本語学習支援		日本語学校通学者に対して、授業料の一部〇〇円を支援した。				

控除総額と控除項目の金額の合計を必ず一致させてください。

前段階技能実習開始時の基本給と次段階技能実習開始時の基本給との比較を行い、1割2分5厘アップした場合には13% (小数点未満は四捨五入) と記載して下さい。
113%や1.13のようには記載しないでください

新技能実習生の行方不明者数を記載してください。
当該事業年度内の新技能実習生の人数を母数として下さい。(行方不明率は小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで記載して下さい。)

なお、行方不明者率が20%以上かつ3名以上の場合には管轄する機構地方事務所等認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて理由書を提出することが必要になります。

上欄(人数)には、今年度他の実習実施者から転籍で受入れた総数を記載してください。下欄(登録の有無)には、実習先変更支援ポータルサイトに監理団体を通じて受入募集を掲載した場合は有に〇して下さい。

状況	②地域社会との交流の機会提供	2月に実施された町の野球大会に実習生を交えたチームを編成し参加した。また、大会後に行われた懇親会にもチームで参加した。
	③日本文化を学ぶ機会の提供	3月に〇〇美術館で開催していた日本画展の見学ツアーを企画し多数の技能実習生が参加した。
10 備考	労働厚生協同組合 職名：技能実習報告係長 氏名：機構太郎 住所：千代田区霞が関1-1-1 電話：03-1234-5678 <u>業種：大分類（E、製造業）</u> <u>小分類（099、その他の食品製造業）</u>	

- ・報告に係る **担当者の氏名、職名及び連絡先、**
 - ・ **日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載**してください。
 - ※ **別記様式第1号「技能実習計画」の「1⑦業種」欄と同じ内容を必ず記載**してください。
- その他 **伝達事項があれば、併せて記載**して下さい。

- 1 欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習実施者における技能実習を終了（実施困難時届出書を提出した場合を含む。）した技能実習生及び報告対象技能実習事業年度末に技能実習を行っている技能実習生について記載すること。
- 4 欄は、報告対象技能実習事業年度内に技能実習の各段階を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度分の本報告書に計上すること。
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 5 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 欄の①は、3 欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。なお、支給総額は、税等控除前の支給額をいい、現金支給額ではないことに注意すること。
- 6 欄の②は、3 欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に第2号技能実習又は第3号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給（基本賃金等の固定的給与）を算出し、1名当たりの平均を記載すること。
- 6 欄の③は、3 欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、1名当たりの平均を算出した上で記載すること。
- 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった技能実習生について記載し、行方不明率については、3 欄の記載の対象となる報告対象技能実習生を分母として算出し記載すること。
- 8 欄は、他の実習実施者が技能実習を行わせていた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることとなった者について記載すること。
- 9 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。
- 10 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 第3号技能実習を行わせている実習実施者又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第16条第2項の規定の適用を受ける実習実施者については、同令第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

ワンポイントアドバイス

問) 旧制度下の技能実習生についても計上する対象となるか。

答) 新制度における技能実習生のみを計上してください。

問) 報告が必要となる対象期間はいつからいつまでか。

答) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に技能実習を実施した技能実習生がいる場合に報告が必要になります。

問) 在籍する全ての技能実習生の技能実習が平成31年2月28日に終了しすでに帰国しているが報告は必要か。

答) 必要です。

問) 技能実習生が平成31年3月15日に入国し同年4月14日まで入国後講習に参加したが報告対象となるのか。

答) 入国後講習中の者は報告対象に含まれません。

問) 個人経営だった実習実施者が年度途中で法人なりした場合には報告は別々に必要か。

答) 雇用条件が変わらなければ報告は1通で構いません。

問) 企業単独型技能実習生と団体監理型技能実習生の両方を受け入れている場合には報告はそれぞれ必要か。

答) それぞれ1通ずつ必要です。

「支給総額」欄の計算例

平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に、技能実習生数を4名(A～D)雇用した(全員1号実習生)場合であれば、「支給総額」欄には、年度中に在籍した実習生のそれぞれの月平均支給総額の平均値を記載する。

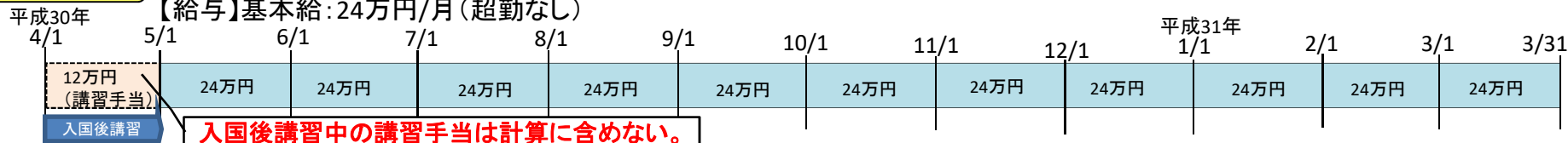
※ただし、平成31年3月31日までに、入国後講習中又は端数月分の給与しか発生しなかった者は計算に含めないください。

記載金額 24万円(A実習生) + 21.5万円(B実習生) = 45.5万円 45.5万円 ÷ 2人 = 22.8万円 (C、Dは計算に含めない。)

A実習生

【実習期間】平成30年4月1日～平成31年3月31日(入国後講習:4月1日～4月30日)

【給与】基本給:24万円/月(超勤なし)



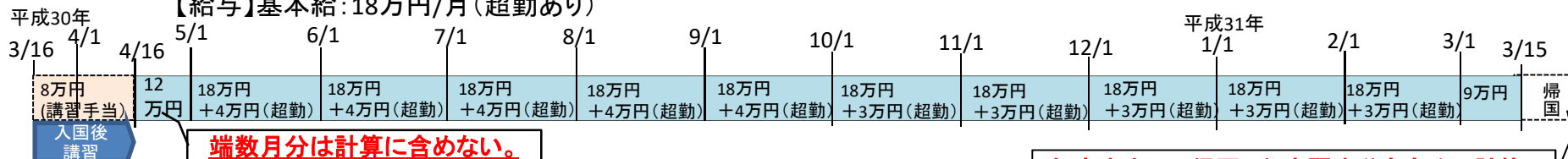
Aの支給総額(月平均)

24万円 × 11月 = 264万円 264万円 ÷ 11月 = **24万円(月平均)**

B実習生

【実習期間】平成30年3月16日～平成31年3月15日(入国後講習:3月16日～4月15日)

【給与】基本給:18万円/月(超勤あり)



Bの支給総額(月平均)

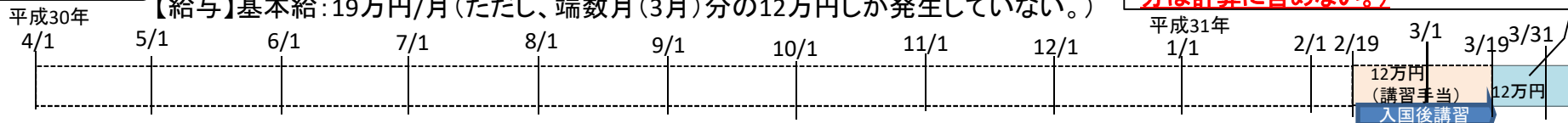
18万円 × 10月 + 4万円(超勤) × 5月 + 3万円(超勤) × 5月 = 215万円 215万円 ÷ 10月 = **21.5万円(月平均)**

C実習生

【実習期間】平成31年2月19日～平成32年2月18日(入国後講習:2月19日～3月18日)

【給与】基本給:19万円/月(ただし、端数月(3月)分の12万円しか発生していない。)

端数月のみのため算定しない(端数月分は計算に含めない。)



D実習生

【実習期間】平成31年3月18日～平成32年3月17日(入国後講習:3月18日～4月17日) **実習を開始していない者は算定しない**

【給与】平成30年度中は講習手当(12万円のみ)

